

令和3年3月24日

井戸水を利用されている方へ

半田市役所 環境課

令和3年3月23日付けで日本碍子株式会社知多事業所から、下表のとおり環境基準を超える有害物質が地下水において検出されたとの報告が愛知県へありました。

この地域で井戸水を飲用に使用されており、半田市の上水道も使用されている場合は、飲用には水道水を使用してください。

特定有害物質名	調査結果 最大値	地下水基準	水質基準	超過井戸数 /調査井戸数
ふっ素及び その化合物	3.0mg/L (3.8倍)	0.8mg/L 以下	0.8mg/L 以下	10/14
ほう素及び その化合物	1.3mg/L (1.3倍)	1.0mg/L 以下	1.0mg/L 以下	4/14

注：調査結果欄の（ ）内は環境基準の超過倍率を示す。

【参考】

○ 基準を超過した特定有害物質について

- ・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2 mg/L の濃度で 12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では 1.4 mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を 1日 4 mg 以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

・ほう素及びその化合物

急性毒性としては、悪心、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ホウ酸の中毒量は成人で1～3 g、経口致死量は成人で 15～20 g、幼児で5～6 g、乳児で2～3 gとされています。また、慢性毒性としては、ホウ酸水でうがいを続けたときなどに起きる食欲不振・無力症等のほか、ホウ酸を添加した食品の摂取による消化管障害の報告があります。

(参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)

問合せ先

半田市役所 環境課 環境保全担当

電 話 21-4001

F A X 25-3255